

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

一 定期検査を行わない無線局にF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置する船舶局（国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。）を追加すること。（第四十一条の二の六関係）

二 F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しない特定船舶局の定期検査の実施時期を定めること。

（別表第五号関係）

三 その他所要の規定を整備すること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。